

「(仮称) 川崎日進町計画に係る条例見解書」の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、「(仮称) 川崎日進町計画に係る条例見解書」の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) 川崎日進町計画

種 類：高層建築物の新設（第2種行為）

住宅団地の新設（第3種行為）

2 指定開発行為者

名 称：住友不動産株式会社

代表者：分譲開発事業本部 企画管理部長 茂木哲也

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

3 公告日

令和8年10月30日（金）

4 条例見解書の写しの縦覧

(1) 縦覧期間

令和8年10月30日（金）から令和8年11月13日（金）まで。

土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(2) 縦覧場所及び時間

川崎市：川崎区役所2階、幸区役所1階、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階窓口⑥）

午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）

横浜市：鶴見区役所、みどり環境局環境影響評価課

午前8時45分から午後5時まで（みどり環境局環境影響評価課は午後5時15分まで）

※縦覧開始日（10月30日）は、午前10時から縦覧を行います。

*上記期間中、本市ホームページに当該条例見解書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>

検索 川崎市 アセス図書の公表



掲載先ホームページ 二次元コード

5 条例公聴会において意見を述べたい旨の申出書の提出期限

令和8年11月13日（金）（郵送の場合は11月13日消印有効）

6 事業内容等に関する問合せ先

窓 口：住友不動産株式会社 住宅分譲事業本部 事業計画部

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

電 話：050-3112-5089

FAX：03-5320-8230

7 備考

「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に対して提出された意見書の概要及び当該意見書についての指定開発行為者の見解を記載した図書です。

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課 西村

電話 044-200-2152（内線29501）

環境アセスメントに係るお知らせ

令和8年10月30日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき（仮称）川崎日進町計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

基本的事項 指定開発行為の	指定開発行為者	住友不動産株式会社 分譲開発事業本部 企画管理部長 茂木哲也
	名 称	（仮称）川崎日進町計画
	種 類	高層建築物の新設（第2種行為） 住宅団地の新設（第3種行為）
	実施区域	川崎市川崎区日進町 3-7
	目 的	共同住宅の新設
	内 容	敷地面積： 約 3,740 m ² 延べ面積： 約 35,000 m ² 最高高さ： 約 125m
	施行期間	令和9年6月～令和12年11月（予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和8年10月30日（金）から令和8年11月13日（金）まで
	縦覧場所及び時間	<p>■川崎市：川崎区役所2階、幸区役所1階、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階窓口⑥）午前8時30分から午後5時まで（環境評価課は午後5時15分まで）。土曜日、日曜日及び祝日は除く。</p> <p>■横浜市：鶴見区役所、みどり環境局環境影響評価課 午前8時45分から午後5時まで（環境影響評価課は午後5時15分まで）。土曜日、日曜日及び祝日は除く。</p> <p>※すべての縦覧場所で開始日（10月30日）午前10時から行います。</p>
	条例環境影響評価準備書等に関する公聴会（以下「条例公聴会」）の開催について	<p>市長は、意見を述べたい旨の申出があった場合で必要があると認めるときは、<u>条例公聴会を開催します</u>。開催日の14日前までにその旨を公告及び周知いたします。</p> <p>開催する場合は、<u>12月26日（土）日中</u>を予定しています。</p> <p>条例公聴会については、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。</p>
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出の提出について	<p>申出書の記載内容（申出書の様式）及び申出ができる方は、川崎市環境影響評価に関する条例及び公聴会に関する事務取扱要綱で規定されています。</p> <p>詳しくは、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。</p>
ホームページ		<p>ホームページから条例見解書の閲覧、条例公聴会で意見を述べたい旨の申出ができます。</p> <div> <input type="text" value="検索"/> <input type="text" value="川崎市 アセス図書の公表"/> </div>  <p>https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html</p>
問合せ先		<p>川崎市環境局環境対策部環境評価課</p> <p>〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地</p> <p>電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921</p>

○「公聴会において意見を述べたい旨の申出」ができる方は、次のとおりです。

事業の関係地域に

- ・住所又は勤務場所を有する方
- ・農業・林業又は漁業に従事する方
- ・事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体

○関係地域の範囲（条例見解書より抜粋）

関係地域の範囲については、環境影響評価の結果を踏まえて、本計画の実施によって環境への影響が及ぶ可能性のある、以下に示す範囲を包含する地域とした。

- ・計画地境界から 100m 程度の範囲
(建設機械の稼働等による騒音、振動等により影響を及ぼす可能性のある計画地境界から 100m 程度の範囲とする。)
- ・工事用車両走行ルートに沿道から 50m 程度の範囲
(計画地から幹線道路に至るまでの区間で、道路端から 50m 程度の範囲)
- ・テレビ受信障害が及ぶ範囲
- ・日照障害が及ぶ範囲

市 域	区 域	関 係 町 丁 名
川崎市	川崎区	砂子一丁目、砂子二丁目、駅前本町、小川町、南町、日進町、堤根、元木一丁目、元木二丁目、下並木、池田一丁目の全域または一部
	幸区	南幸町二丁目、南幸町三丁目、大宮町、柳町の全域または一部
横浜市	鶴見区	市場上町、平安町一丁目、市場大和町、市場富士見町、菅沢町、鶴見中央三丁目、鶴見中央四丁目、鶴見中央五丁目、本町通一丁目、下野谷町一丁目、生麦四丁目、生麦五丁目の一部

